

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第六十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 第六条各号のいずれかに掲げる場合に該当する特定電子メ ール</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(通信方式)</p> <p>第二条 法第二条第一号の総務省令で定める通信方式は、次に掲 げるものとする。</p> <p>一 その全部又は一部においてシンプルメールトランスファー プロトコルが用いられる通信方式</p> <p>二 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のた めに用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式</p> <p>(自己の電子メールアドレスの通知の方法)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 第七条各号のいずれかに掲げる場合に該当する特定電子メ ール</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(自己の電子メールアドレスの公表の方法)

第三条 (略)

(同意を証する記録の保存方法等)

第四条 (略)

(特定電子メールの送信をしないように求める旨の通知の方法)

第五条 (略)

(拒否者に対する送信の禁止の例外)

第六条 法第三条第三項ただし書の総務省令・内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

一 三 (略)

(表示の方法等)

第七条 (略)

一 (略)

二 法第四条第三号に掲げる事項(第九条第一号に掲げる事項に限る。) 法第四条第二号に掲げる事項の表示がされた場

(自己の電子メールアドレスの公表の方法)

第四条 (略)

(同意を証する記録の保存方法等)

第五条 (略)

(特定電子メールの送信をしないように求める旨の通知の方法)

第六条 (略)

(拒否者に対する送信の禁止の例外)

第七条 法第三条第三項ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

一 三 (略)

(表示の方法等)

第八条 (略)

一 (略)

二 法第四条第三号に掲げる事項(第十条第一号に掲げる事項に限る。) 法第四条第二号に掲げる事項の表示がされた場

所の直前又は直後(特定電子メールの受信をする者が当該特定電子メールの送信に用いられた電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をすることにより法第三条第三項本文の通知を行うことができる場合にあつては、当該特定電子メールの任意の場所であつて、当該受信をする者が容易に当該事項を認識することのできる場所)

三 法第四条第三号に掲げる事項(第九条第二号及び第三号に掲げる事項に限る。) 任意の場所(当該事項を特定電子メール以外の場所に表示されるようにするときは、その場所を示す情報が当該特定電子メールの任意の場所に表示されるようにしなければならない。)

2 (略)

(電気通信設備を識別するための符号)

第八条 法第四条第二号の総務省令・内閣府令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号のいずれかとする。

一・二 (略)

(その他の表示を要する事項)

第九条 法第四条第三号の総務省令・内閣府令で定める事項は、

所の直前又は直後(特定電子メールの受信をする者が当該特定電子メールの送信に用いられた電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をすることにより法第三条第三項本文の通知を行うことができる場合にあつては、当該特定電子メールの任意の場所であつて、当該受信をする者が容易に当該事項を認識することのできる場所)

三 法第四条第三号に掲げる事項(第十条第二号及び第三号に掲げる事項に限る。) 任意の場所(当該事項を特定電子メール以外の場所に表示されるようにするときは、その場所を示す情報が当該特定電子メールの任意の場所に表示されるようにしなければならない。)

2 (略)

(電気通信設備を識別するための符号)

第九条 法第四条第二号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号のいずれかとする。

一・二 (略)

(その他の表示を要する事項)

第十条 法第四条第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる

次に掲げる事項とする。ただし、第六条各号のいずれかに掲げる場合における特定電子メールの送信をする場合は、この限りでない。

一 第五条に定める方法により、特定電子メールの送信をしないように求める旨の通知を、法第四条第二号に掲げる電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をすることにより又は前条に定める文字、番号、記号その他の符号を用いることにより行うことができる旨

二・三 (略)

(総務大臣又は消費者庁長官に対する申出の手続)

第十条 法第八条第一項の規定により総務大臣又は消費者庁長官に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 申出に係る特定電子メール又は送信者情報を偽った電子メールの受信に係る通信端末機器の映像面に表示された事項

事項とする。ただし、第七条各号のいずれかに掲げる場合における特定電子メールの送信をする場合は、この限りでない。

一 第六条に定める方法により、特定電子メールの送信をしないように求める旨の通知を、法第四条第二号に掲げる電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をすることにより又は前条に定める文字、番号、記号その他の符号を用いることにより行うことができる旨

二・三 (略)

(総務大臣に対する申出の手続)

第十一条 法第八条第一項又は第二項の規定により総務大臣に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第八条第一項の規定により申出をしようとする者にあつては、申出に係る特定電子メール又は送信者情報を偽った電子メールの受信に係る通信端末機器の映像面に表示された事項

四 法第八条第二項の規定により申出をしようとする者にあつ

- 四 申出の理由
- 五 その他参考となる事項
- 2 前項の規定により提出する申出書は、付録様式一によること。

3 法第八条第三項の規定により総務大臣に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 二 申出対象の送信者又は送信委託者に関する事項
- 三 申出に係る架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信の状況に関する事項
- 四 申出の理由
- 五 その他参考となる事項
- 4 前項の規定により提出する申出書は、付録様式二によること。

(登録の申請)

第十一条 法第十四条第一項の登録を受けようとする者は、次の

ては、申出に係る架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信の状況に関する事項

- 五 申出の理由
- 六 その他参考となる事項
- 2 前項の規定により提出する申出書は、付録様式によること。

(登録の申請)

第十二条 法第十四条第一項の登録を受けようとする者は、次の

事項を記載した申請書を総務大臣及び消費者庁長官に提出しなければならぬ。

一～三 (略)

2 (略)

(特定電子メール等送信適正化業務の実施基準)

第十二条 法第十八条の総務省令・内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 法第十四条第一項第二号に規定する事実関係の調査は、第十条第一項各号又は同条第三項各号に掲げる事項について、遅滞なく情報を収集し検証する方法その他適切な方法により行い、その結果を当該調査を行うことを求めた総務大臣又は消費者庁長官に報告すること。

五 (略)

(業務規程の記載事項)

第十三条 法第二十条第二項の総務省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならぬ。

一～三 (略)

2 (略)

(特定電子メール等送信適正化業務の実施基準)

第十三条 法第十八条の総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 法第十四条第一項第二号に規定する事実関係の調査は、第十一条第一項第二号から第六号までに掲げる事項について、遅滞なく情報を収集し検証する方法その他の適切な方法により行い、その結果を総務大臣に報告すること。

五 (略)

(業務規程の記載事項)

第十四条 法第二十条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

(特定電子メール等送信適正化業務の休廃止の届出)

第十四条 登録送信適正化機関は、法第二十一条の規定により特定電子メール等送信適正化業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を総務大臣及び消費者庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

(電磁的記録による備付け)

第十五条 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第十六条 法第二十二条第二項第三号の総務省令・内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十二条第二項第四号の総務省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げるものうち、登録送信適正化機関が定めるものとする。

一・二 (略)

3 (略)

(特定電子メール等送信適正化業務の休廃止の届出)

第十五条 登録送信適正化機関は、法第二十一条の規定により特定電子メール等送信適正化業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を総務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(電磁的記録による備付け)

第十六条 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第十七条 法第二十二条第二項第三号の総務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十二条第二項第四号の総務省令で定める方法は、次に掲げるものうち、登録送信適正化機関が定めるものとする。

一・二 (略)

3 (略)

(帳簿の記載)

第十七条 法第二十六条の総務省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1・11 (略)
- 2・3 (略)

付録様式一 (第 10 条第 2 項関係)

申 出 書	年 月 日
総務大臣又は消費者庁長官 殿	
郵便番号 (ふりがな)	
住所 連絡先 (ふりがな)	
氏 名	印

長

下記のとおりに、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第 8 条の規定に違反して特定電子メール等の送信がされたと認められるので、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、適切な措置をとられるよう申し出ます。

記

辺

- 1 申出対象の送信者又は送信委託者に関する事項
- 2 申出に係る特定電子メール又は送信者情報を偽った電子メールの受信に係る通信端末機器の映像面に表示された事項

(帳簿の記載)

第十八条 法第二十六条の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1・11 (略)
- 2・3 (略)

付録様式 (第 11 条関係)

申 出 書	年 月 日
総務大臣 殿	
郵便番号 (ふりがな)	
住所 連絡先 (ふりがな)	
氏 名	印

長

下記のとおりに、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第 8 条の規定に違反して特定電子メール等の送信がされたと認められるので、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、適切な措置をとられるよう申し出ます。

記

辺

- 1 申出対象の送信者又は送信委託者に関する事項
- 2 申出に係る特定電子メール又は送信者情報を偽った電子メールの受信に係る通信端末機器の映像面に表示された事項 (法第 8 条第 1 項の規定により申出をしようとする者に限る。)
- 3 申出に係る架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール

- 3 申出の理由
- 4 その他参考となる事項

短 辺

注 1～3 (略)

付録様式二 (第 10 条第 4 項関係)

申 出 書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
連 絡 先
(ふりがな)
氏 名 印

長

下記のとおり、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第 6 条の規定に違反して特定電子メール等の送信がされたと認めるので、同法第 8 条第 3 項の規定に基づき、適当な措置をとられるよう申し出ます。

記

辺

- 1 申出対象の送信者又は送信委託者に関する事項
- 2 申出に係る架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信の状況に関する事項
- 3 申出の理由
- 4 その他参考となる事項

の送信の状況に関する事項 (法第 8 条第 2 項の規定により申出をしようとする者に限る。)

- 4 申出の理由
- 5 その他参考となる事項

短 辺

注 1～3 (略)

短 辺

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

附 則

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。